

青梅市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

東京都道路占用料等徴収条例の一部改正に準じ、青梅市が徴収する道路の占用料の額を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

青梅市道路占用料等徴収条例（昭和 5 1 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法 第 3 2 条 第 1 項 第 1 号に 掲げる工 作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	円
	第 2 種電柱		1, 6 2 0
	第 3 種電柱		2, 4 8 0
	第 1 種電話柱		3, 3 5 0
	第 2 種電話柱		1, 4 4 0
	第 3 種電話柱		2, 3 1 0
	その他の柱類		3, 1 8 0
	共架電線その他上空に設ける線類		1 4 0
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	1 4 8

	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	1, 4 1 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	8 6 0
	変圧塔その他これに類するもの および公衆電話所	1 個につき 1 年	2, 8 9 0
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1 1, 5 0 0
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2, 8 9 0
法第 3 2 条第 1 項 第 2 号に 掲げる物 件	外径が 0. 0 7 メートル未満 のもの	長さ 1 メー トルにつき 1 年	6 0
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		8 6
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		1 3 0
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		1 7 0
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		2 6 0
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		3 4 0
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの		6 0 0
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの		8 6 0
	外径が 1 メートル以上のもの		1, 7 3 0
法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2, 8 9 0
法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 4 4 0
法第 3 2 条第 1 項	上空に設ける通路	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	5, 7 7 0
	地下に設ける通路		3, 4 6 0

第 5 号に掲げる施設(地下街および地下室を除く。)	その他のもの		ルにつき 1 年	3, 0 9 0
法 第 3 2 条 第 1 項 第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	1 1 0
	商品置場その他これに類するもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1 1, 5 0 0
道路法施行令(昭和 2 7 年 政 令 第 4 7 9 号。以下「令」という。) 第 7 条 第 1 号に掲げる物件	看板 (アーチ式であるものを除く。)		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1 1, 5 0 0
	標識		1 本につき 1 年	2, 3 1 0
	旗 ざ お お よび幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルまたは 1 本につき 1 日	1 1 0
		その他のもの	占用面積 1 平方メートルまたは 1 本につき 1 年	1 1, 5 0 0
	ア ー チ 式 工作物	車道を横断するもの	1 基につき 1 年	1 1 5, 4 0 0
		その他のもの		5 7, 7 0 0
令第 7 条 第 4 号に掲げる工事用施設および同条第 5 号に掲げる工事用材料の置場			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1 1, 5 0 0

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占

用にかかる占用料について適用し、同日前の占用にかかる占用料については、なお従前の例による。